

II 平成29年度準要保護認定基準		(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額			(4)(1)でテに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率	
①都道府県	②市町村	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	係数(倍率)	基準根拠	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)					
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	市区町村の非課税	市区町村の非課税	市区町村の非課税	市区町村の非課税	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	PTA会費等の免除	個人事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の滞りや、延滞、徴収等がひどい者、学用品等に不自由している者等が保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変更されると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変更されると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変更されると自動的に要件が変わるもの)	特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	その他	その他	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)				
該当団体	40	34	35	27	31	27	33	15	14	18	19	20	17	23	17	5	4	8	0	16	17	17	17	17	0	0	16	11	40		
青森県	青森市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.2	総所得(税引き前)	3年前の年度	348					事故、災害、長期入院、失職等	25%未済	
青森県	弘前市	○	○	○	○	○	○					○																		20%未済	
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○						○	1.3	課税所得	その他	336					八戸市教育委員会が特に援助が必要と認める者。 ※キ・ク・サ・シについては、タの認定基準に該当する者に限る。	【基準額の時期】平成24年12月末日現在の基準額使用。	20%未済
青森県	黒石市	○	○	○	○	○	○					○	○	○															その他特別な事情により経済的に困窮し、就学に支障があると認められる児童等の保護者。	20%未済	
青森県	五所川原市	○	○																											20%未済	
青森県	十和田市	○					○									○					1	課税所得	当該年度	243							20%未済
青森県	三沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1	その他	その他	259						【課税所得等の分類】特別支援教育奨励費の算定方法で算定した保護基準額と、収入から社会保険料・生命保険料・損害保険料を控除した額を比較して認定。 【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未済
青森県	むつ市	○	○																										保護者が病気、入院等で就労できない世帯、所得者が無職となった世帯及び災害等で被災した世帯	15%未済	
青森県	つがる市	○					○											○			1.3	課税所得	前年度	305							25%未済
青森県	平川市	○	○		○																								その他特別な事情により経済的に困窮し、就学に支障があると認められる児童等の保護者。	15%未済	
青森県	平内町	○	○	○	○	○	○			○	○																		その他教育委員会が援助を必要と認められる者	20%未済	
青森県	今別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5	総所得(税引き前)	前年度	227						教育委員会が援助を必要と認める者(生活の中心となる者の長期病気療養又は不慮の災害等)	40%未済
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													保護者の収入が不安定であるなど、民生委員が就学援助を妥当と認めたもの。	20%未済	
青森県	外ヶ浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													教育委員会において援助が必要と認められる者	25%未済	
青森県	鯉ヶ沢町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.3	課税所得	その他	319						【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	30%未済
青森県	深浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未済	
青森県	西目黒村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														0%未済	
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														20%未済	
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													・主たる生計維持者の急変(死亡、失踪等)により、教育費の負担が著しく困難になった児童等の保護者 ・年少扶養控除廃止の控除対象者一人につき19,800円、特定扶養控除上乗せ部分廃止の控除対象者一人につき7,200円を、それぞれ対象人数を乗じて、所得割額から控除し、税額が残らなかった者。	20%未済	
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未済	
青森県	板柳町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	その他	280					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未済
青森県	鶴田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.05	課税所得	その他	246					【基準額の時期】平成25年8月以前の基準	20%未済
青森県	中泊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.2	課税所得	前年度	251							25%未済
青森県	野辺地町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													その他、教育委員会が特に必要があると認める者	20%未済	
青森県	七戸町	○	○				○											○			1.3	課税所得	その他	305						【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済
青森県	六戸町	○					○											○			1	その他	前年度	246							15%未済
青森県	横浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														20%未済	
青森県	東北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未済	
青森県	六ヶ所村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													学校長または民生委員が特に必要があると認める者	15%未済	
青森県	おいらせ町																												・保護者が児童扶養手当法による全部支給を受けている者 ・世帯構成全員員の総収入額が事務処理要領の表に定められた限度額以内の場合	15%未済	
青森県	大間町	○																													15%未済
青森県	東通村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未済
青森県	風間浦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未済
青森県	佐井村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未済
青森県	三戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.05	その他	その他	246					【課税所得等の分類】特別支援教育奨励費の算定方法で算定した収入額と必要額を比較。【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済
青森県	五戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													その他教育上就学援助が必要と認められる児童生徒で学校長の具申書がある場合	15%未済	
青森県	田子町																	○			1.1	課税所得	その他	259					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済	
青森県	南郷町	○	○		○													○			1.1	その他	前年度	270					・国民年金掛金の全額免除 ・児童扶養手当の全額支給 ・国民健康保険料の全額減免又は徴収猶予	【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)	15%未済
青森県	階上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	その他	その他	271					【課税所得等の分類】特別支援教育奨励費の算定方法で算定した収入額と必要額を比較して審査。 【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未済
青森県	新郷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	その他	その他	227					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未済

①都道府	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																														(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1)費用毎の援助額																																						
		学用品費							新入学児童生徒学用品費等							通学費							修学旅行費																	
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給		上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
該当団体	40	2	2	0	4	4	4	34	33	0	0	0	5	5	5	33	32	0	4	4	0	1	1	1	1	0	0	25	25	0	11	11	11	3	2	1	15			
青森県	青森市							○	22,320								○	23,550		○	37,939							○	91,537										【通学費】【修学旅行費】平成28年度実績平均額	
青森県	弘前市							○	22,320									○	23,550		○	0						○	90,378										通学費は実費支給を行うが、平成27、28年度及び平成29年7月現在において実績なし	
青森県	八戸市			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400							○	79,410	79,410					○	94,300	94,300									支給平均額は平成29年度の予算計上単価(新入学児童生徒学用品費は29年度見直し後の単価)で記入。	
青森県	黒石市							○	22,320									○	23,550		○	120,000						○	85,000	85,000									・修学旅行費の支給平均額については、平成28年度の実績を記入。 ・通学費については平成29年度に予算計上した金額を記入。	
青森県	五所川原市	○	7,440																	○	83,000																			
青森県	十和田市							○	21,000										○	22,000									○	90,000	84,201									
青森県	三沢市							○	19,800										○	18,520								○	89,952										学用品費 1学年のみ18,000円	
青森県	むつ市							○	24,000										○	23,000								○	88,000										学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)の三費目合計で年額22,200円(月額1,850円)	
青森県	つがる市							○	22,200			○	19,200	19,200														○	50,000	50,000									支給平均額については、平成28年度の実績より記入	
青森県	平川市							○	22,320										○	23,550								○	101,199										1学年は学用品費は22,320円のみ支給、2、3学年は通学用品費と併せて24,550円支給。支給平均額は前年実績	
青森県	平内町							○	24,550									○	47,400									○	82,400	82,400										
青森県	今別町							○	22,320										○	47,400								○	86,381											
青森県	蓬田村							○	22,320										○	23,550								○	94,302										支給平均額は28年度実績による。	
青森県	外ヶ浜町							○	22,320										○	47,400								○	90,000											
青森県	静ヶ沢町							○	21,700										○	22,900									○	55,700	55,700									
青森県	深浦町							○	21,700										○	22,900								○	100,000	91,134										
青森県	西目屋村																																							
青森県	藤崎町							○	22,320										○	23,550								○	85,180										支給平均額については、29年度予算に計上した単価である	
青森県	大鰐町							○	22,320									○	47,400		○	30,000						○	100,000											修学旅行費の支給平均額は平成29年度の予算単価
青森県	田舎館村			○	21,700	21,700						○	22,900	22,900							○	94,400																		
青森県	板柳町							○	21,700										○	22,900																	○	55,700		
青森県	鶴田町							○	22,320										○	47,400																○	57,590			
青森県	中泊町							○	21,900										○	19,900								○	90,000	89,848										
青森県	野辺地町							○	22,320										○	47,400								○	91,109											
青森県	七戸町							○	22,320										○	47,400								○	90,000											
青森県	六戸町							○	22,000										○	20,000								○	80,000	80,000										
青森県	横浜町							○	22,320										○	47,400								○	70,000											
青森県	東北町							○	22,320										○	23,550								○	90,000											
青森県	六ヶ所村			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400							○	87,000																		
青森県	おいらせ町							○	21,700										○	22,900								○	86,357											
青森県	大間町							○	24,490										○	23,550								○	85,000										学用品の支給対象者で最も多い学年は2学年	
青森県	東通村							○	22,320										○	47,400								○	89,000											
青森県	風間浦村							○	21,700										○	22,900								○	90,000											
青森県	佐井村	○	44,640																		○	82,000						○	82,000											
青森県	三戸町							○	22,320										○	47,400								○	105,000										修学旅行費は予算額	
青森県	五戸町			○	21,700	21,700						○	22,900	22,900														○	55,700	55,700										
青森県	田子町							○	22,320										○	47,400								○	95,066											
青森県	南部町							○	22,320										○	47,400								○	98,000											
青森県	階上町							○	22,320										○	47,400								○	82,300	82,300									「支給平均額」欄については、29年度予算に計上した単価。	
青森県	新郷村							○	20,800										○	18,400																	○		・学用品費・・・1年生19,200 2～6年生20,800 ・修学旅行費・・・実費の8割を支給。平均支給額 78,600円(平成29年度の実績額)	

		IV その他				
		通学用品等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄	
①都道府県	②市町村	ア、特に取組を行っている(把握している)	イ、取組を行っている(把握していない)	イに○をした場合、その内容		
該当団体	40	36	4	2	3	
青森県	青森市	○				
青森県	弘前市		○	「学用品再利用推進事業」中古のスキーを安価で販売する。		
青森県	八戸市	○				
青森県	黒石市	○				
青森県	五所川原市	○				
青森県	十和田市	○				
青森県	三沢市	○				
青森県	むつ市	○				
青森県	つがる市	○				
青森県	平川市		○		学級費等の保護者負担軽減のため、児童生徒1人当たり5,000円を学校へ配分している。	
青森県	平内町	○				
青森県	今別町	○				
青森県	蓬田村	○				
青森県	外ヶ浜町		○	平成29年度新入学児童に対して運動着の支給を実施		
青森県	鯉ヶ沢町	○				
青森県	深浦町	○				
青森県	西目黒村	○				
青森県	藤崎町	○				
青森県	大鰐町	○				
青森県	田舎館村	○				
青森県	板柳町	○				
青森県	鶴田町	○				
青森県	中泊町	○				
青森県	野辺地町	○				
青森県	七戸町	○				
青森県	六戸町	○				
青森県	横浜町	○				
青森県	東北町	○				
青森県	六ヶ所村	○				
青森県	おいらせ町	○				
青森県	大間町		○		教育委員会の支給は、修学旅行費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)のみで、町長部局より扶助費として支給。	
青森県	東通村	○				
青森県	風間浦村	○				
青森県	佐井村	○				
青森県	三戸町	○				
青森県	五戸町	○				
青森県	田子町	○				
青森県	南郷町	○				
青森県	階上町	○			・平成29年度の認定基準等について前年度からの変更は無いが、規定に八戸市階上町田代小学校中学校組合立田代中学校の廃校に伴う特例を追加し、廃校に伴い在籍校が変更となった者について、平成29年度と平成30年度に限り、従前と同じ認定基準等を適用する運用を行っている。 ・小学校・中学校の就学援助額のうち「新入学児童生徒学用品費等」については、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に合わせて単価を29年度中に変更した。	
青森県	新郷村	○				